



Harley-Davidson
Insurance Services

HARLEY

車両 + 盗難保険

TM

ご契約に関する重要事項説明書

本書面にはご契約について重要な事項が記載されていますので、内容を十分ご確認ください。

- 本書面の内容は、保険の加入者（契約される方）だけでなく、被保険者（保険の補償を受けられる方）も共に確認くださいますようお願いいたします。
- 契約内容の詳細を記載した「ご契約のしおり（普通保険約款・特約事項）」は当社ホームページからご覧いただけます。
<http://www.n-ssi.co.jp> ホームページ：保険商品のご案内→「HARLEY | 車両+盗難保険™」ご契約のしおり

契約概要のご説明 詳細は「ご契約のしおり」等をご覧ください。

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- 「保険金をお支払いできない主な場合」や「保険金額の決め方（引受条件）」、「保険料について」などには、お客さまにとって不利益となる情報も含まれていますので、特にご注意ください。

①商品の仕組み

- 「HARLEY | 車両+盗難保険™」は、「車両専用保険普通保険約款」に「車両全損特約」「車両半損特約」「車両盗難特約」といった補償内容を設定する特約がセットされた保険商品の愛称です。

車両専用保険
普通保険約款



補償内容を設定する特約

- 車両全損特約
- 車両半損特約
- 車両盗難特約

- 補償の対象となるバイクは、被保険者が所有するハーレーダビッドソン社製のバイクとします。
- バイクの範囲には、保険証券記載のバイクおよびそのバイクに定着または装備された自動車用電子航法装置（カーナビゲーションシステム）、ETC車載器等の付属品を含みます。ただし、以下のものは含みません。
 - (1) 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
 - (2) 法令により定着または装備することを禁止されているもの
 - (3) 通常装飾品とみなされる物
 - (4) 付属機械装置

②保険金をお支払いする場合

- 保険金をお支払いする場合は付帯される特約により設定されます。特約の概要については【契約概要のご説明】「④付帯できる主な特約およびその概要」をご確認ください。詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

- 当社は以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、全ての保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等の故意または重大な過失
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ※ここでは主な場合のみを記載しています。保険金をお支払いできない場合は付帯される特約によって異なりますので、詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。

④付帯できる主な特約およびその概要

■車両全損特約

- 衝突・接触等の事故によりバイクが全損になった場合に保険金をお支払いします。
 - ※全損とは、バイクの損害を修理することができない場合または修理費が協定保険価額の80%をこえる場合をいいます。
 - ※交通事故証明書が発行される事故に限ります。

■車両半損特約

- 衝突・接触等の事故によりバイクが半損になった場合に保険金をお支払いします。
 - ※半損とは、バイクの修理費が協定保険価額の50%をこえて80%までの場合をいいます。
 - ※交通事故証明書が発行される事故に限ります。
 - ※車両半損特約を付帯する場合は、車両全損特約もあわせて付帯する必要があります。

■車両盗難特約

- バイクが盗まれた場合や盗難による損壊等が原因でバイクが全損になった場合に保険金を支払います。
 - ※全損とは、バイクの損害を修理することができない場合または修理費が協定保険価額の80%をこえる場合をいいます。
 - ※盗難の被害届が所轄警察署にて受理されることが必要です。

⑤保険期間

- 保険期間は1年です。実際にお客さまがご契約される保険期間については、保険契約申込書（当社ウェブサイトでお申込みいただく場合は保険申込画面をいいます。以下同様です。）・保険証券等をご確認ください。

⑥保険金額の決め方（引受条件）

- お申込時にご申告いただくバイクの購入金額（＝協定保険価額）を保険金額とします。購入金額にはバイク本体のほか、パーツ&アクセサリ等を含みます。
- 一時に多くの保険金の支払いが発生し、保険金支払いのための財源が不足することにより当社の収支状況に著しく影響を及ぼす場合には、当社の定めるところにより保険金を削減することがあります。

⑦保険料について

- ・保険料は、保険金額および加入プラン（セットされる特約）によって決定されます。
※実際にお支払いいただく保険料については、保険契約申込書にてご確認ください。
- ※事故発生時には、当社より申告内容の確認があります。万一、不実の申告に基づく加入が確認された際には、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ・当社の保険料の計算基礎が変動し、当社の収支状況に著しく影響を及ぼしたことにより保険料の増額または保険金額の減額が必要と当社が認めるときは、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

⑧保険料の払込方法

- ・保険料の払込方法は一括払いまたは分割払いとなります。
- ・分割払いの場合は当社所定の割増率が適用されます。

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

詳細は「ご契約のしおり」等をご覧ください。

- ・ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項やご注意いただきたい事項等をこの「注意喚起情報」に記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。
- ・「クーリング・オフについて」や「告知義務について」、「通知義務について」、「保険契約の更新について」などには、お客さまにとって不利益となる情報も含まれていますので特にご注意ください。

①クーリング・オフについて

- ・この保険は、保険期間が1年であるため、関係法令に基づくクーリング・オフ適用の対象となりません。

②告知義務について

- ・保険契約申込書の記載事項については正しく記載してください。保険契約申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、保険金等をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- ・告知事項の主なものは次のとおりです。
 - (1) 保険契約者名および生年月日、性別
 - (2) 被保険者名および生年月日、性別
 - (3) 他の保険契約の有無
 - (4) バイクの車台番号もしくは登録番号

③通知義務について

- ・ご契約後に契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当社までご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた損害については保険金等をお支払いできない場合があります。
- ・通知事項の主なものは次のとおりです。
 - (1) 他の保険契約を締結したこと
 - (2) 「告知事項」の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

④責任開始日

- ・当社の保険契約上の責任は、保険証券に記載された保険期間の開始日時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。
- ・保険料は、保険期間開始日時までに当社（取扱代理店を含みます。）に払込みしてください。当社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

⑨満期返戻金・契約者配当金について

- ・この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

⑩解約返戻金の有無

- ・保険期間の途中にご解約を希望される場合は当社までご連絡ください。なお、解約に際してはご契約の保険期間のうち未経過期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。ただし、未経過期間によっては解約返戻金が発生しない場合があります。
- ・保険料の払込方法が分割払いの場合は解約返戻金が発生しません。

⑤保険金をお支払いできない主な場合

- ・【契約概要のご説明】「③保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。
※上記箇所には主な場合のみを記載しています。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- ・一時に多くの保険金の支払いが発生し、保険金支払いのための財源が不足することにより、当社の収支状況に著しく影響を及ぼす場合には、当社の定めるところにより保険金を削減することがあります。

⑥保険料の払込猶予期間、契約の失効

- ・保険料の払込方法が一括払いの場合は払込猶予期間はありません。
- ・保険料の払込方法が分割払いの場合は払込猶予期間があります。また、払込猶予期間内に保険料の払込がない場合は、保険契約が失効になる場合があります。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

⑦保険契約の更新について

- ・以下の各号のすべてに該当した場合に、保険期間満了日を更新日として更新されます。
 - (1) 保険期間満了日の1ヵ月前までに、当社から保険契約者に更新の案内を行った際、保険契約者から当社に保険契約を更新しない旨の通知がないこと
 - (2) 保険契約者の意思の表示として更新される保険契約の保険料が当社に払い込まれること
- ・更新された保険契約につき、保険契約者宛てに更新証を発行します。また、更新証は更新前契約の保険証券と合わせて更新後契約の証券とみなします。
- ・上記記載にかかわらず、更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は当社の定める基準に基づき、上記の取扱いに準じて、この保険契約の保険期間満了日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として当社が定める保険契約へ変更されます。
- ・この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社が定めるところにより、計算基礎を変更して保険料を増額し、または保険金額を減額することがあります。
- ・この保険の収支を検証して、不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、当社の定めるところにより、更新契約を引き受けないことがあります。

⑧引受できる保険契約の範囲

- 少額短期保険業者は、保険業法および関係法令の定めにより保険期間が1年もしくは2年であって、一の被保険者について保険金額が1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）以下の保険のみ引き受けを行うことができるものとされており、当社は上記の保険期間ならびに保険金額をこえる保険契約はお引き受けできません。

⑨引受保険金額の上限ならびに被保険者数の制限

- 保険業法ならびに関係法令の規定により、当社では同一の被保険者による引受金額に上限を設けております。引受上限をこえた保険契約は無効となりますのでご注意ください。
- 保険業法ならびに関係法令の規定により、当社では同一の契約者については、上限総保険金額から算出した被保険者数が限度となります。

⑩保険契約者保護機構について

- 当社は保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構の行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。ただし、当社は責任準備金を十分に積み立て、さらに再保険契約を締結することにより将来の支払いに備えるなど、長期的な視点で安定した事業運営を行っております。

⑪裁判外紛争解決手続きについて

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する次の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

 0120-82-1144

【平日9:00-12:00 13:00-17:00】
（土日祝日および年末年始休業期間を除く）

⑫支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消しに関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。
<http://www.shougakutanki.jp/>

⑬補償重複について

- 車両専用保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約が他にあると、補償の一部または完全重複が生じることがあります。つきましては、他のご契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認ください。ご契約ください。
- 補償が重複すると、その補償・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償はされますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

【ご注意】

補償内容が同種の保険契約の解約、または契約内容の変更をされる際には、補償内容に過不足が生じないか、ご確認ください。ご確認されることをお勧めします。

ご契約に対するご意向の確認

- お申込みいただくご契約に対してお客さまのご意向が反映されているか、ご契約の内容や保険金額が適切であるかをご確認いただくためのポイントを記載しております。この書面をお読みいただき今一度のご確認をお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。
- 補償内容については「ご契約のしおり」の特約条項をよくご確認ください。

ください。

- 「保険金をお支払いできない主な場合」や「引受保険金額の上限ならびに被保険者数の制限」などについては、お客さまにとって不利益となる情報も含まれておりますので、特にご注意ください。
- 保険開始日までに保険契約申込書のご提出がない場合には、保険金がお支払いできないことがあります。必ず、保険開始日までに提出ください。

個人情報保護方針

- 当社は、少額短期保険事業を遂行するにあたり個人情報を適切に保護することが重要な責務であると深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）およびその関連法令を遵守し、その取扱い方針を次のとおり定め、個人情報（特定個人情報等「個人番号および特定個人情報」を含む）の適法かつ公正な手段による取得と利用、および正確性と機密性の保持に努めます。
- 当社は個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守して、個人情報の適正な取り扱いを行います。

個人情報の利用目的

当社は、すべての個人情報について利用目的を次のように特定し、利用目的の範囲かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- 保険契約の引受・維持・管理
- 保険金の支払
- 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品、サービスの充実
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- その他保険事業に関連、付随する業務

個人情報の第三者への提供

当社は、個人情報を第三者に提供する場合には、原則としてご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、本人の同意を得ないで、第三者に個人情報を提供する場合があります。

- 法令に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 当社の提携先企業との間で共同利用を行う場合

当社の個人情報の取扱いに関する詳細については当社ホームページをご参照ください。
<http://www.n-ssi.co.jp>

ご確認いただけましたでしょうか？

- ご不明な点等ございましたら、下記受付窓口までお気軽にお問い合わせください。
- ご契約後1カ月経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社までお申し出ください。

事故受付

万一、事故に遭われた場合は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。



0120-119-800

24時間365日対応

異動・解約

ご解約やご住所の変更等は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。



0120-800-919

ガイダンス2選択

受付時間/平日9:00-17:00

(土日祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

相談・苦情受付

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。



0120-800-919

ガイダンス1選択

受付時間/9:00-17:00

(年末年始はお休みさせていただきます。)

HARLEY | 車両+盗難保険™は日本少額短期保険株式会社が販売するバイク用車両保険(正式名称:車両専用保険)です。

*Harley-Davidson Insurance Services はコーンズ・アンド・カンパニー・リミテッドが使用権を有する商標です。

© H-D 2016. Harley, Harley-Davidson およびバー&シールドロゴの商標は全てH-D U.S.A., LLC に帰属します。

引受会社 **日本少額短期保険株式会社** <http://www.n-ssi.co.jp>

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F

JYU020-T-1605